

警察令にみる異性装の表徴

京都服飾文化研究財団アシスタント・キュレーター 新實五穂

SYMBOL OF CROSS-DRESSING SEEN THROUGH POLICE ORDINANCE

by Iho NIIMI, Assistant Curator, The Kyoto Costume Institute

In November 7, 1800, the Paris Prefect of Police Louis Nicolas Dubois issued an ordinance concerning women's cross-dressing. This ordinance prohibited women from dressing in men's clothing in public, except in the case where a doctor granted a woman special permission for medical reasons. Those who violated the ordinance were arrested and fined a small amount of money or held in custody for up to five days.

The ordinance initially aimed to prohibit women's cross-dressing in public places, but the scope of regulated cross-dressing expanded and the issues the ordinance dealt with changed. The police started to demand that the organizers of events featuring cross-dressers, fancy dressers and masqueraders obtain permission even during carnival periods. The police also prohibited men from wearing women's clothing in entertainments and shows, and male entertainers wearing women's clothing from dancing with male guests. Concerning women's cross-dressing, it became apparent that women were dressing in men's clothing when labor conditions or life environments were disadvantageous for women, because they wore male clothing to take on higher-paid jobs or to enter male-dominated professions. Women who had physical diseases such as hirsutism were allowed to wear men's clothing to reduce the unnaturalness of their appearance, and cross-dressing was used in this way. Men who cross-dressed in women's clothing were outside of the scope of this ordinance for a long time; however, in the latter half of the 20th century, the police became stricter about them, in association with prostitution, sexually transmitted diseases, trafficking of illegal drugs, and illegal immigration.

The ordinance of the 19th century, which targeted women, additionally served to prevent women from acquiring men's status and privileges and to control the identity of women socially. The body on which specific clothing is put is a means for its owner to acquire freedom and at the same time is a system that is linked to the maintenance of public order and that the authorities use to control society.

はじめに

「パリジェンヌのズボン着用がついに許可される」という見出しがフランスの日刊紙『リベラシオン』を賑わせたのは、2013年2月4日の出来事である。翌日には、フランス通信社が女性権利相ナジャット・バロー＝ベルカセムのズボン姿の写真とともに (Fig.1)、「パリの女性にズボン着用を禁じた条例は無効」と報じ、19世紀初めに施行されたある法令について言及した。その法令こそが、1800年11月7日にパリ警察庁の警視總監デュボワによって制定された「異性装に関する警察令 Ordonnance concernant les travestissements」である。そもそも、キリスト教を信仰する地域では、異性装は好ましくない逸脱行為と見なされており (註1)、同法令によって、パリで暮らす女性たちは、健康上の理由以外での自身の性別ではない服装を着用することが禁じられた。とりわけズボンは、中世以降のヨーロッパ社会において、男性自身や男性にまつわる権威 (家長の権利) を象徴してきた歴史が連綿と存在しており、男性性に帰属し、女性の異性装を形成する代表的な衣類であった (註2)。この警察令は1892年と1909年に改訂され、自転車のハンドルと馬の手綱を握る際には女性のズボン着用が許可されたものの、法令自体は2013年まで存続していた。それゆえ、ベルカセムが次のような発言をするに至ったのである。「記憶によれば、異性装に関する警察令は、女性の男性服着用を禁じることで、女性たちがある種の職業や職務につくことを制限する狙いが何よりもある。同法令は、憲法の前文第1条および人権に関してヨーロッパの条約に明記された両性の平等の原則と相いれない。暗に廃止され、法的な効力を持っていない警察令が〔両性の不平等の〕原因になっており、同法令はもはやパリ警察が保管すべき古文書の一つに過ぎない」 (註3)。

現在、1800年11月7日の警察令にまつわる行政書類や新聞・雑誌記事などは、パリ警察の Fond D/B 58 に所蔵されている。これらの資料について唯一調査した、女性史家クリスティーヌ・バールは、18世紀末のフランス女性が革命や暴動下での権利要求の際に異性装を利用した史実を考慮に入れば、同法令は政治体制の転覆を企てる人々に異性装を禁止する目的があったと指摘している (註4)。その上で、資料の散逸を理由に、警察令は抑止的な機能を果たすに過ぎなかったことを主張している。本稿では、パリ警察が所蔵する警察令と異性装に関する資料に着目し、警察令の変遷と異性装の動機について明確にすることはもとより、警察令を通して表象される男女間の異性装の違いについて明らかにしたい。

1800年11月7日の警察令

では、パリ警察の Fond D/B 58 に所蔵されている、警察令と異性装に関する資料とはどのようなもので、1800年11月7日のデュボワによる警察令はいかなる内容であったのだろうか。全52件の所蔵資料の内訳は、新聞・雑誌記事の切り抜きが14件と最も多く、次いでパールの論文およびポール＝ロール・フロベールの著作の抜粋が12件（註5）、警察令が8件、行政書類が7件、パリ市公報が4件、警察令に対する許可書が3件、走り書きによるメモ3件、1890年にデュラフォワ夫人が異性装した姿を撮影した写真が1件（Fig.2）となっている。これらの資料の中で特筆すべきは、1800年11月7日の警察令と同法令に対して与えられた許可書である。多くの女性たちが異性装をしている現状について警視総監デュボワが憂い、1800年11月7日に発令した警察令は、以下のような前文と五つの条項からなる。

パリ警察庁 1800年11月7日

警視総監は、多くの女性たちが異性装をしているとの通告を受け、いかなる女性も健康上の理由以外で、自身の性別の服装を放棄することはないと信じている。異性装をする女性は、必要な場合には提示すべき特別な許可書を携帯していなければ、かなりの不快感や警官の侮辱にさらされることになる。許可書は一様であるはずが、今日までいくつもの当局者により、さまざまな許可が与えられてきた。警察令の公布後は、定められた手続きを経ず異性装をするすべての女性に対し、異性装を悪用する意図があるものと見なす。警察令は、次の通りである。

- 第1条 セーヌ県の副知事や区長ならびにサン＝クルー、セーヴル、ムードンの市町村長、および警察庁によって今日までに与えられた、いかなる異性装に関する許可も無効とする。
- 第2条 男性服の着用を望むすべての女性は許可書を得るため、警察庁に出頭しなければならない。
- 第3条 公認の署名がなされた医師の証明と、申請者の氏名・洗礼名・職業・住所が記された区長や警視の証明に基づいてのみ、許可書は発行される。
- 第4条 前述の措置に従わない異性装が発覚した場合、女性は逮捕、警視庁に連行される。
- 第5条 この警察令は、セーヌ県の全地域とサン＝クルー、セーヴル、ムードンの市町村において公示、公布される。また、軍の第15・17師団およびパリの駐屯部隊の指揮官、セーヌ県とセーヌ＝エ＝オワーズ県における憲兵隊長、区

長、警視、警部といった、法令の確実な遂行者に向けて発令するものである。

警視総監デュボワ（註6）

全5条にわたる条文において、1条はこれまでの許可書の無効化、2条は許可書を得る際の警察庁への出頭義務、3条は許可書の発行に際し、医師の証明書と区長や警視の証明書が必要であること、4条では違反者は逮捕、警察庁に連行されること、5条では警察令がセーヌ県の全地域とサン＝クルー、セーヴル、ムードンの市町村において公示・公布されることが定められている。つまり、異性装に関する警察令は、健康上の理由から医者から特別な許可を得た場合を除き、女性が公の場で男性服を着用する行為を禁じたものである。警察令に違反し逮捕された異性装者は、少額の罰金刑や五日以下の拘留刑に処せられたのではないかと判例から推察されている（註7）。

また、この警察令に対し、パリ警察庁が発行した許可書は3件現存している。一つは、1806年9月17日にマイエール嬢こと、カトリーヌ・マルグリットが乗馬をするために三ヶ月間の異性装の許可を願い出たものである。残りの二つは、音楽家ルイ嬢こと、アデル・シドニーが1862年10月28日（Fig.3）と1872年7月15日（Fig.4）に健康上の理由から異性装の許可を願い出たものである。許可書は前半が医師の証明、後半が区長や警視の証明から構成され、36歳と46歳の時点でアデル・シドニーがシャンゼリゼ地区の警視に願い出た2件の許可書には、左端に身体的な特徴が簡潔に列記されている。それによれば、彼女は身長が165cmで髪や眉、眼は茶色であり、額は高く、首や口は平均的な形状、顎は丸く顔は卵形で、明るい顔色の女性であることがわかる。警察令への許可書は異性装をする女性の身体的な特徴を記録し、それを警察側が把握する狙いを持ったものであったと言えよう。

警察令と異性装

1800年11月7日の警察令は、1857年2月16日の法令によって補完され、カーニバルの期間以外で警察の許可なく、女性が男性服を着用することは明確に禁じられた（註8）。初犯は違憲罪裁判所に、一年以内の再犯は軽罪裁判所に召喚され、罰金刑や拘留刑に処せられたようである。ただし、女性の異性装の禁止は行政上の措置であり、警察が唯一許可する「健康上の理由 *raison de santé*」がどのようなもので、どこまでを許容するかが明確ではないため、デュボワによる警察令には抜け穴があるとされる。また、カーニバルでの異性装については、1833年5月31日に制定された「舞踏会および公共の集会等に関する警察令」が、パリ警察の Fond D/B 58 に保管されている。この法令の第8

条では次のように記され、カーニバルの期間における異性装までも管理下におこうとする警察の姿勢が垣間見える。

舞踏会・演奏会・饗宴・祝宴の主催者は、仮面や仮装、異性装をした人を誰も会場内に迎え入れることはできない。しかし、この禁止はカーニバルの期間において一時的に中断され、その中断は警察庁が公布した明白な許可書に基づいてのみ生じる。許可書では、仮装や異性装が許される会場ならびに集会の終了時刻が指定される（註9）。

この他に警察令で異性装が対象になったものとして、1949年2月1日に警視総監ロジェ・レオナルが発令した警察令「余興または興行での、いわゆる異性装の禁止」がある。ある公共施設で催される余興や興行が特殊な客を引き寄せ、墮落と放蕩行為を助長させている状況を警視総監が嘆き、以下の四つの条項を定めている。1条では余興や興行における異性装が男性を中心に禁止され、2条では公共の空間で男性が一緒に踊ることを禁じており、警察令の目的が男性の異性装者の取り締まりにあることは明らかである。

第1条 男性が女性服を着用する行為をはじめ、いわゆる異性装の余興や興行を公共のダンスホールと飲食施設において禁止する。

第2条 あらゆるダンスホールおよび公共の場において、男性同士がダンスを踊ることを禁じる。

第3条 現行の規定に対する違反は、陳述書や調書によって確認、検証され、管轄の裁判所に付託される。

第4条 市町村の警察局長ならびに司法警察長、この警察令の下におかれる役人や警官、パリおよびセーヌ県の市町村の警視は、各々が警察令を確実に遂行する責任を負う（註10）。

当初、女性の異性装のみを禁じた警察令は、カーニバルの期間を含め、異性装・仮装・仮面をした人々が参加する催しを企画した主催者に警察への許可を要求したり、興行における男性の女性服着用を禁止すると同時に、異性装者と観客の男性のダンスを禁じるなど、異性装という行為への禁止が拡大し、問題の所在が移り変わっていく。結局、パリ市の議員ベルナル・ラファイにより、女性の異性装を禁じた警察令を修正する提案が1969年

になされるも、当時の警視総監はこの提案を拒絶し（註11）、長らく 1800 年 11 月 7 日の警察令は廃止されていないが、失効した状態であった。2004 年には国民運動連合の代議士ジャン＝イヴ・ユゴンがパリテ担当相のニコル・アメリンヌに警察令の撤廃を求める大きな動きは幾度かあったものの、それらは実現しなかった。その後、2012 年 7 月に国民運動連合の元老院議員であるアラン・オッケが、現代の感覚に反するという理由で、女性権利相ベルカセムに同警察令の廃止を要求したことが、先述した彼女の発言を引き出す結果に繋がったのである。

異性装における性差

それでは、警察令で禁じられた女性の異性装には、どのような背景が存在しているのだろうか。1886 年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの『労働組合の会報』では、ある時間や空間において女性が男性服を着用することは利に適っているとされ、「半ズボン culotte」を日常的に着用している女性は異性装者と見なされるのかという疑問が投げかけられている（註12）。また、1889 年 2 月 9 日の『ル・タン』紙は、夫と別れて 1878 年以降にストラスブールからパリへやってきた女性が、愛人と協力し印刷所を経営していく際、男性服を身に着けたことを次のように伝えている。

…彼女はすぐさま愛人に協力し、その時以来、男性の服装を着装するようになった。彼女曰く、男性服は女性たちにより多くの自由をもたらし、仕事への従事を可能にするものであった（註13）。

記事の最後は、この女性が裁判官に警察令の無知を理由に加護を願い出て、警視総監には男性服の着用許可を願い出たということで結ばれている。さらに、1889 年 4 月 11 日の『ラ・プティット・レプブリック・フランセーズ』には、パリ左岸の印刷所を監督しているリベール夫人に男性服を身に着ける習慣があり、地区も警視がこれを注意するも夫人が聞き入れなかったため、裁判所に召喚された出来事が記されている（註14）。リベール夫人は年配の紳士に付き添われ、ベレー帽を被った若い男性の姿で出廷した。裁判所の書記官が夫人を探し回った挙句、この若い男性こそがリベール夫人だと判明すると、裁判官は自分の性にあった服装を着用することを夫人に諭す。彼女が「ドレスを一着も持っていない」と応じると、警視はドレスを売っている店を夫人に教えた。この顛末から明白なように、女性の異性装を禁じた警察令がいかにか形式的でうわべだけの法令であるかを記事は糾弾している。

上記のような 19 世紀後半の事例を踏まえ、1890 年 11 月 9 日の『ラ・ランタン』に掲載された「女性の服装—男性服を身に着ける女性たち」というタイトルの記事では、パリや地方において 10 人の女性の異性装が許可されている現状を報告している（註 15）。完全に男性として生活している印刷所の指導者として、建築塗装工として働く女性として、女性の職業画家として、さらには（多毛症で）髭の生えた女性として、あるいは完全に男性の外見を持つ女性が滑稽で奇妙な存在ではないように社会適合させるため、男性服が女性に活用されたのである。髭の生えた女性については、1975 年 2 月 13 日の『ロロール』における「髭とパンタロン」と題された記事でも、1904 年に男性服の着用が女性に許可された事実が伝えられている（註 16）。主な動機として、男性のものとみなされていた職業へ侵入し、男性と同等な立場や地位、賃金を得るなど、女性に劣位な労働環境下で異性装は生じている。加えて、多毛症などにより身体疾患を抱える女性は勿論、外見の適合性をはかり、見かけの不自然さを緩和させる手段として異性装が利用されている。法令によって女性の異性装を禁止する一方で、女性に男性服の着用を許可せざるを得ない警察の姿勢からは、男女の身体的な同化への嫌悪と当時の身体規範への固守がうかがえる。

ところで、先に触れた『ラ・ランタン』では、身体障害によって男性服を着用するのが困難なため、女性服を常に着用する許可を得た、郊外に住むリングゴの行商人の男性について言及されている。また、パリ警察の Fond D/B 58 には、1846 年 7 月のクロード・ジベールおよび 1848 年 7 月 11 日のジャック・フランソワの事例など、19 世紀中葉の男性による異性装の記録が残されている。

ルノーダンという名の男性（ジャック・フランソワ）には、女性服を着用して公共の場に現れる習慣がある。彼は何度も警察に逮捕され裁判に召喚されたが、その度に釈放された。というのも、刑法 259 条が定める服装の規定は、彼のような異性装の事例に対して適用されないからである。結果として、ルノーダンが非難された行為は、特異で単独のものであり、どんな宗教や警察令によっても禁じられていない。…ルノーダンが女性の恰好をしているなら、彼が犯しているのは公然猥褻行為である（註 17）。

この記述から、19 世紀半ばのフランスにおいて、男性が女性の服装を着用した場合は公然猥褻罪に該当すること、さらには、男性の異性装が警察令の対象外および刑法 259 条の適用外であったことが読み取れる。服装の虚偽や偽造に関する刑法 259 条とは、「自身に権利がない服装・制服・勲章を公然と着用した者はすべて、6 ヶ月以上 2 年以下の拘禁刑に処せられるべきものとする」（註 18）という規定であった。実際、異性装への適用は勿論、

爵位を借用し身分を偽って詐欺を働いた場合を除き、259 条に違反しても刑罰を科されなかったようである (註19)。

20 世紀後半になり、若年層の性病の増加および売春の拡大、街娼として客引きをする同性愛者が増加した事実、さらには精神病などと異性装が結び付けられると、男性の異性装に対して市町村議員は警察に法的な措置を要求し始める。1985 年 7 月 4 日の『ル・パリジャン』には、「異性装者に対する夜のパトロール」(Fig.5) と題された記事が掲載され、パリ 18 区における警察官の労苦が述べられている (註20)。18 区では 1980 年頃から異性装者が女性の街娼に取って代わり、フランス国内外から多数の異性装者が毎晩、街区に集まったため、周辺住民に多大な迷惑を与えていた。深夜に及ぶパトロールにより、警察官が何十人もの異性装者を職務質問し、身分証を確認するものの、放免されると彼らは 18 区の街頭にすぐ戻ってきた。このような異性装者が、売春や同性愛者の街娼、性病などをはじめ、違法薬物の密売やベルギーあるいはオランダから観光ビザを使用した入国問題などに関係している現状を記事は伝えている。そして、男性の異性装に対する法的措置の欠如から、警察は制限された介入・干渉の行使しかできず、これが異性装者に対する取り締まりの足かせになっている様子が記されている。

おわりに

1800 年 11 月 7 日の警察令は明文化された当初、主に体制への政治的な反発を抑え込む目的で異性装および性の混同を禁止したと考えられている。女性に焦点が絞られたことで、女性が男性の身分や権利を奪い取る行為をとくに禁じ、女性のアイデンティティを社会的にコントロールしようとする狙いが法令に付託された。他方で、19 世紀に公然猥褻行為であった男性の異性装が警察令で禁止されるのは、女性より一世紀以上も後のことである。近代社会の中で個人を識別する材料として、服装における性の標識性がいっそう重要視されたのは、女性であったと言うことができよう。

また、フランスでは、男性の異性装が売春や同性愛を軸として 20 世紀後半に社会問題化していくのに対し、女性の異性装は 19 世紀後半以降、二つの理由に大別できる。一つは職業上の理由から労働着として異性装が利用された場合、もう一つは男性的な風貌の女性が異性装を活用した場合である。前者は、男性優位の職業領域や空間へ侵入を果たし、女性が自由な行動を手に入れるための手段であり、経済的・社会的な動機に裏付けられている。17・18 世紀における女性の異性装の大半が、船乗りや兵士になるために行われていることと比較すると (註21)、19 世紀のものは、印刷工や塗装工など職種の幅は広がりを見せている。後者は、見かけの不自然さを取り除き外見をジェンダー規範に適合させること

で、女性が社会を不安にするスキャンダルな存在にならないよう、警察側が異性装を肯定したと思われるものである。パリ警察の Fond D/B 58 に所蔵された資料を通して、着衣する身体とは、個人が自由を獲得するための方策であると同時に、公共の秩序維持と結びつき、体制側が社会をコントロールするための装置であることを改めて確認できるのではないだろうか。

〈註〉

1. 『聖書 (改訳)』 日本聖書協会 1955 年 277 頁; 『旧約聖書Ⅲ』 民数記 申命記 山我哲雄、鈴木佳秀訳 岩波書店 2001 年 349 頁。「申命記」第 22 章には、「女は男の着物を着てはならない。また男は女の着物を着てはならない。あなたの神、主はそのようなことをする者を忌みきらわれるからである」と記されている。
2. 「ズボンをめぐる争い」をテーマにした版画を通して、ズボンが男性自身や男性の権利を表象してきた様子を確認できる。男女が一つのズボンをめぐって争う構図のものは、どちらかが家庭の主人になるかを決定するため、家長の権利を象徴するズボンの所有権をめぐって、夫婦が一つのズボンを奪い合う姿を描いている。
3. Abrogation de l'interdiction du port du pantalon pour les femmes, 14^{ème} législature, Réponse du Ministère des droits des femmes, publiée dans le JO Sénat du 31/01/2013, p.399.
(<http://www.senat.fr/questions/base/2012/qSEQ120700692.html>)
4. Christine Bard, *Une histoire politique du pantalon*, Seuil, Paris, 2010, pp.69-89.
5. Christine Bard, "Le dossier D/B 58 aux Archives de la Préfecture de Police de Paris", *Clio. Histoire, femmes et sociétés, Femmes travesties: un «mauvais» genre*, no 10, 1999, pp.155-67; Laure-Paul Flobert, *La Femme et le costume masculin*, Imprimerie Lefebvre-Ducrocq, Lille, 1911, pp.359-60.
6. *Gazette nationale ou Le Moniteur universel*, no 54, p.212, Quatidi, 24 brumaire an 9 de la république française, une et indivisible.
7. "Le dossier D/B 58 aux Archives de la Préfecture de Police de Paris", op.cit., p.166. 金属研磨工のベケ嬢による異性装は、1830 年に 3 フランの罰金刑になったとされる。
8. Sous-Série D/B no 58, Fonds du service des archives de la Préfecture de Police de Paris, Doc.8, 19 décembre 1882.
(以下、パリ警察が所蔵する資料については、資料番号・タイトル・日付を記す。)
9. Doc.37, Extrait de l'ordonnance concernant les bals et autres réunions publiques, 31 mai 1833.
10. Doc.40, *Bulletin municipal officiel*, no 27, Interdiction des attractions ou spectacles dits (de travesti), 2 Février 1949.
11. Doc.32, *Bulletin municipal officiel de la ville de Paris*, no 117, p.970, 20 juin 1969.
12. Doc.20, *Le Moniteur de syndicats ouvriers*, 27 avril-6 mai 1886.
13. Doc.22, *Le Temps*, 9 février 1889.
14. Doc.21, *La Petite république française*, 11 avril 1889. リベール夫人の裁判に関しては、同日の『ル・タン』紙にも掲載されている。
15. Doc.47, *La Lanterne*, 9 novembre 1890.
16. Doc.46, *L'Aurore*, 13 février 1975.
17. Doc.28, Homme habillé en femme, 11 juillet 1848.
18. Ad. de Graitier, *Code d'instruction criminelle et Code pénal (Texte officiel de 1832)*, Videcoq, Paris, 1834, p.567; 中村義孝編訳『ナポレオン刑事法典史料集成』 法律文化社 2006 年 249 頁。
19. J. B. Duvergier, Code pénal, annoté. Édition de 1832, Les Éditeurs A. Guyot et Scribe, Paris, p.44. 1832 年 4 月 28 日に改正される以前、259 条は「自身に権利がない服装・制服・勲章を公然と着用した者、あるいは適法に授与されていない国王の称号を詐称した者はすべて、6 ヶ月以上 2 年以下の拘禁刑に処せられるべきものとする」と

いう規定であった。パリの王立裁判所の弁護士ジャン＝バティスト・マリー・デュヴェルジェによれば、爵位は国王が授与するものであるとする慣習が七月王政下の社会規範と相いれなくなったため、一部の文言が削除され、1832年の条文が生じたとされる。

20. Doc.35, *Le Parisien*, 4 juillet 1985.
21. Rudolf M. Dekker, Lotte C. van de Pol, *The Tradition of Female Transvestism in Early Modern Europe*, Macmillan Press, London, St. Martin's Press, New York, 1989. (ルドルフ・M・デッカー / ロッテ・C・ファン・ドゥ・ポル 『兵士になった女性たち—近世ヨーロッパにおける異性装の伝統—』大木昌訳 法政大学出版局 2007年.)

〈図版〉

- Fig. 1. ズボン姿のナジャット・バロー＝ベルカセム
France's misister for women's rights, Najat Vallaud-Berkacem wearing trousers, 28 November 32012, photograph by Bertrand Langlois. ©AFP=時事
- Fig. 2. デュラフォワ夫人の異性装
Cross-dressing of Ms. Dieulafoy, Doc.43 D/B no.58, The Archives of Paris Police Prefecture.
- Fig. 3. 1862年10月28日に交付されたアデール・シドニーの許可書
Permission of cross-dressing for Adèle Sidonie, 28 October 1862, Doc.48, D/B no.58, The Archives of Paris Police Prefecture.
- Fig. 4. 1872年7月15日に交付されたアデール・シドニーの許可書
Permission of cross-dressing for Adèle Sidonie, 15 July 1872, Doc.19, D/B no.58, The Archives of Paris Police Prefecture.
- Fig. 5. 1985年7月4日の『ル・パリジャン』
Le Parisien, 4 July 1985, Doc.35, D/B no.58, The Archives of Paris Police Prefecture.

(※肩書は掲載時のものです)